



J-LODlive2(キャンセル料支援)②展示会用 公募要項Ver.4 新旧対照表

番号	新(Version4)	旧(Version3)	備考
1	 <p>補助金公募要項</p> <p>コンテンツグローバル需要創出促進事業費補助金（三次補正）</p> <p>J-LODlive2(キャンセル料支援) ②展示会用</p> <p>補助金ご利用の手引き 補助金公募要項</p> <p>Version4(2021.4.26) 本書の内容は予告なく変更される事があります</p> <p>V/O Visual Industry Promotion Organization 特定非営利活動法人 映像産業振興機構</p>	 <p>補助金公募要項</p> <p>コンテンツグローバル需要創出促進事業費補助金（三次補正）</p> <p>J-LODlive2(キャンセル料支援) ②展示会用</p> <p>補助金ご利用の手引き 補助金公募要項</p> <p>Version3(2021.4.12) 本書の内容は予告なく変更される事があります</p> <p>V/O Visual Industry Promotion Organization 特定非営利活動法人 映像産業振興機構</p>	<p><修正> ・公募要項の改訂に合わせて修正した</p>
2	<p>06 対象となる展示会</p> <p>【緊急事態措置区域・措置期間等】※1 に開催予定であった展示会※2 のうち、緊急事態宣言等に伴うイベント開催制限や施設利用に関する協力依頼により、開催を自粛（延期・中止）した主催者※3 が、その自粛した展示会※4 1件に対して、1件の申請が可能となります。</p> <p>※1 緊急事態措置区域・措置期間等 <2021年4月26日時点></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 令和3年1月7日以降に緊急事態措置区域とされた都道府県 ● 緊急事態措置区域から除外された都道府県（経過措置） ※詳細は13頁参照 ● 令和3年4月1日以降にまん延防止等重点措置区域とされた都道府県 ※詳細は13頁参照 <p>※「緊急事態措置区域」とは、緊急事態措置を実施すべき区域を指します。 ※緊急事態措置を実施すべき区域から除外された都道府県におけるイベント開催制限の目安については14頁をご確認ください。 ※「まん延防止等重点措置区域」とは、まん延防止等重点措置を実施すべき区域を指します。</p>	<p>06 対象となる展示会</p> <p>【緊急事態措置区域・措置期間等】※1 に開催予定であった展示会※2 のうち、緊急事態宣言等に伴うイベント開催制限や施設利用に関する協力依頼により、開催を自粛（延期・中止）した主催者※3 が、その自粛した展示会※4 1件に対して、1件の申請が可能となります。</p> <p>※1 緊急事態措置区域・措置期間等 <2021年4月12日時点></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 令和3年1月7日以降に緊急事態措置区域とされた都道府県 ● 緊急事態措置区域から除外された都道府県（経過措置） ※詳細は12頁参照 ● 令和3年4月1日以降にまん延防止等重点措置区域とされた都道府県 ※詳細は12頁参照 <p>※「緊急事態措置区域」とは、緊急事態措置を実施すべき区域を指します。 ※緊急事態措置を実施すべき区域から除外された都道府県におけるイベント開催制限の目安については13頁をご確認ください。 ※「まん延防止等重点措置区域」とは、まん延防止等重点措置を実施すべき区域を指します。</p>	<p><修正> ・緊急事態措置区域・措置期間等について、2021/4/26時点での緊急事態措置区域、及び、まん延防止等重点措置区域を対象とする形で修正した</p>

J-LODlive2(キャンセル料支援)②展示会用 公募要項Ver.4 新旧対照表

番号 新(Version4) 旧(Version3) 備考

「緊急事態措置地域・措置期間等」について 07

※1 緊急事態措置区域・措置期間等 <2021年4月26日時点>

- 対象地域毎に、下記対象期間内に実施予定であった展示会が申請可能です。
※次頁もご参照ください。

展示会実施場所	対象となる展示会	発注時期
神奈川県、埼玉県、千葉県	・2021年1月8日～2021年2月7日の展示会	・緊急事態宣言発令(1月7日)以前
	・2021年2月8日～2021年3月7日の展示会	・期間延長決定(2月2日)※1以前
	・2021年3月8日～2021年3月21日の展示会	・期間延長決定(3月5日)※2以前
	・2021年3月22日～2021年4月18日の展示会	・事務連絡発出日(3月19日)※4以前
東京都	・2021年4月20日～2021年5月11日の展示会	・事務連絡発出日(4月16日)※7以前
	・2021年1月8日～2021年2月7日の展示会	・緊急事態宣言発令(1月7日)以前
	・2021年2月8日～2021年3月7日の展示会	・期間延長決定(2月2日)※1以前
	・2021年3月8日～2021年3月21日の展示会	・期間延長決定(3月5日)※2以前
岐阜県、福岡県	・2021年3月22日～2021年4月11日の展示会	・事務連絡発出日(3月19日)※4以前
	・2021年4月12日～2021年5月11日の展示会	・事務連絡発出日(4月9日)※6以前
	・2021年1月14日～2021年2月7日の展示会	・緊急事態宣言発令(1月13日)以前
	・2021年2月8日～2021年3月7日の展示会	・期間延長決定(2月2日)※1以前
	・2021年3月1日～2021年4月11日の展示会	・事務連絡発出日(2月26日)※3以前

※1～※7については9頁参照

「緊急事態措置地域・措置期間等」について 07

※1 緊急事態措置区域・措置期間等 <2021年4月12日時点>

- 対象地域毎に、下記対象期間内に実施予定であった展示会が申請可能です。
※次頁もご参照ください。

展示会実施場所	対象となる展示会	発注時期
神奈川県、埼玉県、千葉県	・2021年1月8日～2021年2月7日の展示会	・緊急事態宣言発令(1月7日)以前
	・2021年2月8日～2021年3月7日の展示会	・期間延長決定(2月2日)※1以前
	・2021年3月8日～2021年3月21日の展示会	・期間延長決定(3月5日)※2以前
	・2021年3月22日～2021年4月18日の展示会	・事務連絡発出日(3月19日)※4以前
東京都	・2021年1月8日～2021年2月7日の展示会	・緊急事態宣言発令(1月7日)以前
	・2021年2月8日～2021年3月7日の展示会	・期間延長決定(2月2日)※1以前
	・2021年3月8日～2021年3月21日の展示会	・期間延長決定(3月5日)※2以前
	・2021年3月22日～2021年4月11日の展示会	・事務連絡発出日(3月19日)※4以前
岐阜県、愛知県、福岡県	・2021年4月12日～2021年5月11日の展示会	・事務連絡発出日(4月9日)※6以前
	・2021年1月14日～2021年2月7日の展示会	・緊急事態宣言発令(1月13日)以前
	・2021年2月8日～2021年3月7日の展示会	・期間延長決定(2月2日)※1以前
	・2021年3月1日～2021年4月11日の展示会	・事務連絡発出日(2月26日)※3以前

※1 政府対策本部において、緊急事態宣言を実施すべき期間を令和3年3月7日まで延長することが決定された日を指します。
 ※2 政府対策本部において、緊急事態宣言を実施すべき期間を令和3年3月21日まで延長することが決定された日を指します。
 ※3 緊急事態措置を実施すべき区域から除外された都道府県に対する催物の開催制限の目安期間について、【緊急事態宣言解除から原則4月11日まで】とされた事務連絡(内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長)の発出日を指します。
 ※4 1都3件における経過措置期間の適用期間等、留意事項が通知された事務連絡(内閣官房新型コロナウイルス感染症対策室長)の発出日を指します。
 ※5 政府対策本部において、まん延防止等重点措置を実施すべき期間を4月5日から5月5日までとすることが決定された日を指します。
 ※6 政府対策本部において、東京都、京都府、沖縄県についてまん延防止等重点措置を実施すべき期間が決定された日を指します。

<修正>
 ・緊急事態措置区域・措置期間等について、
 2021/4/26時点での緊急事態措置区域、及び、まん延防止等重点措置区域を対象とする形で修正した

08 「緊急事態措置地域・措置期間等」について

※1 緊急事態措置区域・措置期間等 <2021年4月26日時点>

- 対象地域毎に、下記対象期間内に実施予定であった展示会が申請可能です。

展示会実施場所	対象となる展示会	発注時期
大阪府、兵庫県	・2021年1月14日～2021年2月7日の展示会	・緊急事態宣言発令(1月13日)以前
	・2021年2月8日～2021年3月7日の展示会	・期間延長決定(2月2日)※1以前
	・2021年3月1日～2021年4月4日の展示会	・事務連絡発出日(2月26日)※3以前
	・2021年4月5日～2021年5月5日の展示会	・事務連絡発出日(4月1日)※5以前
京都府	・2021年1月14日～2021年2月7日の展示会	・緊急事態宣言発令(1月13日)以前
	・2021年2月8日～2021年3月7日の展示会	・期間延長決定(2月2日)※1以前
	・2021年3月1日～2021年4月11日の展示会	・事務連絡発出日(2月26日)※2以前
	・2021年4月12日～2021年5月5日の展示会	・事務連絡発出日(4月9日)※6以前
愛知県	・2021年1月14日～2021年2月7日の展示会	・緊急事態宣言発令(1月13日)以前
	・2021年2月8日～2021年3月7日の展示会	・期間延長決定(2月2日)※1以前
	・2021年3月1日～2021年4月11日の展示会	・事務連絡発出日(2月26日)※2以前
	・2021年4月20日～2021年5月11日の展示会	・事務連絡発出日(4月16日)※7以前
栃木県	・2021年1月14日～2021年2月7日の展示会	・緊急事態宣言発令(1月13日)以前
	・2021年2月8日～2021年4月11日の展示会	・事務連絡発出日(2月26日)※3以前
宮城県	・2021年4月5日～2021年5月5日の展示会	・事務連絡発出日(4月1日)※5以前
沖縄県	・2021年4月12日～2021年5月5日の展示会	・事務連絡発出日(4月9日)※6以前

※1～※7については9頁参照

08 「緊急事態措置地域・措置期間等」について

※1 緊急事態措置区域・措置期間等 <2021年4月12日時点>

- 対象地域毎に、下記対象期間内に実施予定であった展示会が申請可能です。

展示会実施場所	対象となる展示会	発注時期
大阪府、兵庫県	・2021年1月14日～2021年2月7日の展示会	・緊急事態宣言発令(1月13日)以前
	・2021年2月8日～2021年3月7日の展示会	・期間延長決定(2月2日)※1以前
	・2021年3月1日～2021年4月4日の展示会	・事務連絡発出日(2月26日)※3以前
	・2021年4月5日～2021年5月5日の展示会	・事務連絡発出日(4月1日)※5以前
京都府	・2021年1月14日～2021年2月7日の展示会	・緊急事態宣言発令(1月13日)以前
	・2021年2月8日～2021年3月7日の展示会	・期間延長決定(2月2日)※1以前
	・2021年3月1日～2021年4月11日の展示会	・事務連絡発出日(2月26日)※2以前
	・2021年4月12日～2021年5月5日の展示会	・事務連絡発出日(4月9日)※6以前
栃木県	・2021年1月14日～2021年2月7日の展示会	・緊急事態宣言発令(1月13日)以前
	・2021年2月8日～2021年4月11日の展示会	・事務連絡発出日(2月26日)※3以前
宮城県	・2021年4月5日～2021年5月5日の展示会	・事務連絡発出日(4月1日)※5以前
沖縄県	・2021年4月12日～2021年5月5日の展示会	・事務連絡発出日(4月9日)※6以前

※1 政府対策本部において、緊急事態宣言を実施すべき期間を令和3年3月7日まで延長することが決定された日を指します。
 ※2 政府対策本部において、緊急事態宣言を実施すべき期間を令和3年3月21日まで延長することが決定された日を指します。
 ※3 緊急事態措置を実施すべき区域から除外された都道府県に対する催物の開催制限の目安期間について、【緊急事態宣言解除から原則4月11日まで】とされた事務連絡(内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長)の発出日を指します。
 ※4 1都3件における経過措置期間の適用期間等、留意事項が通知された事務連絡(内閣官房新型コロナウイルス感染症対策室長)の発出日を指します。
 ※5 政府対策本部において、まん延防止等重点措置を実施すべき期間を4月5日から5月5日までとすることが決定された日を指します。
 ※6 政府対策本部において、東京都、京都府、沖縄県についてまん延防止等重点措置を実施すべき期間が決定された日を指します。

<修正>
 ・緊急事態措置区域・措置期間等について、
 2021/4/26時点での緊急事態措置区域、及び、まん延防止等重点措置区域を対象とする形で修正した

J-LODlive2(キャンセル料支援)②展示会用 公募要項Ver.4 新旧対照表

番号	新(Version4)	旧(Version3)	備考														
5	<p style="text-align: center;">「緊急事態措置地域・措置期間等」について 09</p> <div style="border: 2px solid red; padding: 5px;"> <p>(参考) 発注時期について</p> <table border="1"> <tr> <td>※1</td> <td>政府対策本部において、緊急事態宣言を実施すべき期間を令和3年3月7日まで延長することが決定された日を指します。</td> </tr> <tr> <td>※2</td> <td>政府対策本部において、緊急事態宣言を実施すべき期間を令和3年3月21日まで延長することが決定された日を指します。</td> </tr> <tr> <td>※3</td> <td>緊急事態措置を実施すべき区域から除外された都道府県に対する催物の開催制限の目安期間について、【緊急事態宣言解除から原則4月11日まで】とされた事務連絡（内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長）の発出日を指します。</td> </tr> <tr> <td>※4</td> <td>1都3件における経過措置期間の適用期間等、留意事項が通知された事務連絡（内閣官房新型コロナウイルス感染症対策室長）の発出日を指します。</td> </tr> <tr> <td>※5</td> <td>政府対策本部において、まん延防止等重点措置を実施すべき期間を4月5日から5月5日までとすることが決定された日を指します。</td> </tr> <tr> <td>※6</td> <td>政府対策本部において、東京都、京都府、沖縄県についてまん延防止等重点措置を実施すべき期間が決定された日を指します。</td> </tr> <tr> <td>※7</td> <td>政府対策本部において、神奈川県、埼玉県、千葉県、愛知県についてまん延防止等重点措置を実施すべき期間が決定された日を指します。</td> </tr> </table> </div>	※1	政府対策本部において、緊急事態宣言を実施すべき期間を令和3年3月7日まで延長することが決定された日を指します。	※2	政府対策本部において、緊急事態宣言を実施すべき期間を令和3年3月21日まで延長することが決定された日を指します。	※3	緊急事態措置を実施すべき区域から除外された都道府県に対する催物の開催制限の目安期間について、【緊急事態宣言解除から原則4月11日まで】とされた事務連絡（内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長）の発出日を指します。	※4	1都3件における経過措置期間の適用期間等、留意事項が通知された事務連絡（内閣官房新型コロナウイルス感染症対策室長）の発出日を指します。	※5	政府対策本部において、まん延防止等重点措置を実施すべき期間を4月5日から5月5日までとすることが決定された日を指します。	※6	政府対策本部において、東京都、京都府、沖縄県についてまん延防止等重点措置を実施すべき期間が決定された日を指します。	※7	政府対策本部において、神奈川県、埼玉県、千葉県、愛知県についてまん延防止等重点措置を実施すべき期間が決定された日を指します。		<p><修正> ・緊急事態措置区域・措置期間等について、 2021/4/26時点での緊急事態措置区域、及び、まん延防止等重点措置区域を対象とする形で修正した</p>
※1	政府対策本部において、緊急事態宣言を実施すべき期間を令和3年3月7日まで延長することが決定された日を指します。																
※2	政府対策本部において、緊急事態宣言を実施すべき期間を令和3年3月21日まで延長することが決定された日を指します。																
※3	緊急事態措置を実施すべき区域から除外された都道府県に対する催物の開催制限の目安期間について、【緊急事態宣言解除から原則4月11日まで】とされた事務連絡（内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長）の発出日を指します。																
※4	1都3件における経過措置期間の適用期間等、留意事項が通知された事務連絡（内閣官房新型コロナウイルス感染症対策室長）の発出日を指します。																
※5	政府対策本部において、まん延防止等重点措置を実施すべき期間を4月5日から5月5日までとすることが決定された日を指します。																
※6	政府対策本部において、東京都、京都府、沖縄県についてまん延防止等重点措置を実施すべき期間が決定された日を指します。																
※7	政府対策本部において、神奈川県、埼玉県、千葉県、愛知県についてまん延防止等重点措置を実施すべき期間が決定された日を指します。																